


思いやり駐車場

11月から埼玉県思いやり駐車場制度を開始します

「埼玉県思いやり駐車場制度」とは、障がいのある人や要介護状態の人、妊産婦など、歩行が困難と認められる人に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」および「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

利用できる駐車区画 下表のとおり

区画の種類	区画の説明	区画の表示
車椅子使用者用駐車区画	車椅子使用者が優先的に利用できる幅の広い駐車区画（幅員 3.5メートル以上）	
優先駐車区画	幅の広い区画は必要ないものの、歩行が困難、移動の際に配慮が必要な人が優先的に利用できる駐車区画（幅員 3.5メートル未満）	



●利用証（3種類）（駐車時にルームミラーに掲示）



▲車椅子使用者用 ▲高齢者・障がい者等用 ▲妊産婦・けが人等用

利用証の交付

交付対象者 次のいずれかに該当する人のうち、「歩行が困難な人」または「移動の際に特別な配慮が必要な人」
 ①身体障がい者（障がい区分ごとの等級により交付）
 ②知的・精神障がい者（手帳の等級などにより交付）
 ③難病患者（特定疾患医療受給者証などの交付を受けている）
 ④高齢者（介護認定を受けた人で要介護度1以上）
 ⑤妊産婦（妊娠7か月から産後1年まで）
 ⑥けが人など（医師の診断等により、歩行が困難であるため特別な配慮が必要と認められる）

利用できる公共施設の例 市役所本庁舎第1・2駐車場（車椅子使用者用駐車区画5台、優先駐車区画との併用4台）、大井総合支所駐車場（車椅子使用者用駐車区画2台、優先駐車区画2台）
 ※不特定かつ多数の人が利用する施設から順次設置します。

申込方法 11月1日(水)から申請書（県ホームページからダウンロード可）に必要な書類を添えて、(1)埼玉県に電子申請、郵送申請するか(2)市役所窓口で申請する

●申請窓口・問合せ先

- ①～③、⑥＝障がい福祉課（TEL 049・262・9031）
- ④＝高齢福祉課（TEL 049・262・9038）
- ⑤＝子育て支援課（TEL 049・262・9033）

※11月1日(水)・2日(木)午前9時～午後4時30分に大井総合支所に臨時窓口を開設し、①～⑥の申請を受け付けます。

※申請には、障害者手帳・介護保険被保険者証・母子健康手帳などが必要になります。

※窓口申請における詳細は市ホームページをご覧ください。

●電子申請・郵送申込先

県福祉政策課（〒330・9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3・15・1、TEL 048・830・3223）

※詳しい交付基準や申込方法などは、市および県ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ



▲県ホームページ



問合せ●障がい福祉課（TEL049・262・9031）

防災訓練

第12回ふじみ野市総合防災訓練を実施します

11月12日(日)
 午前8時30分～正午



「午前8時30分に東京湾北部を震源とする震度5強（一部震度6弱）の地震が発生したこと」を想定し、避難訓練・避難所運営訓練などを実施します。訓練時に開設する避難所では、起震車による地震体験や応急手当講習などが行われます。

※各避難所で訓練内容が異なります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

地区で行う訓練内容につきましては、お住まいの自治組織にお問い合わせください。



訓練時に開設する避難所

東地域 福岡小学校、駒西小学校、上野台小学校、西小学校、さぎの森小学校、福岡中学校、葦原中学校、花の木中学校、上福岡西公民館、第2運動公園（旧福岡高校）

西地域 大井小学校、鶴ヶ丘小学校、東原小学校、西原小学校、亀久保小学校、三角小学校、東台小学校、大井中学校、大井西中学校、大井東中学校

問合せ●危機管理防災課（TEL049・262・9017）

自治組織

町会・自治会・町内会に加入しましょう
 つながり支え合う地域の絆



ふじみ野市には、58の自治組織（町会・自治会・町内会）があります。自治組織は、地域の皆さんが力を合わせて、防災・防犯といった地域を守るための活動やごみゼロ運動・花いっぱい運動などの環境美化活動、お祭りやスポーツ大会などのイベントを実施しています。子どもの登下校時の見守り活動などの地域で安心して暮らせるような自主的・自発的な活動にも日々取り組んでいます。

大震災や水害のとき、自治組織の力が機能している地域とそうでない地域の復興には、大きな違いがあることが分かり、地域コミュニティの大切さが見直されています。災害が発生したとき、実際にあなたをすぐ助けられるのは、そのとき近くにいる「ご近所さん」です。

自治組織は、地域の暮らしをあらゆる角度から支え、その活動は地域を守りいざというときに大きな力を発揮します。

自治組織に加入して地域の皆さんと住み続けたいまにしませんか。

自治組織への加入相談は、近所の役員さんなどにお声がけするか、協働推進課にご連絡ください。

●自治組織の防災関係の活動事例

- ・地域の防災訓練（避難所や地域防災拠点の運営などを想定した訓練の実施）
- ・災害時に必要となる資機材の購入・管理
- ・非常食の備蓄
- ・災害時に自力で避難できない人の支援体制の構築・支援
- ・防火の見回り



問合せ●協働推進課（TEL049・262・9016）

市職員の給与など 人事行政の運営状況



市民の皆さんに、市職員の任用、給与、勤務条件、服務などの人事行政の運営状況をお知らせします。
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎ 人事課 (TEL049・262・9008)

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

●職員の勤務時間および週休日（令和5年度）

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	土・日曜日

※保育所などでは、勤務形態が異なる場合があります。

●年次有給休暇（令和4年度）

1人当たり平均使用日数=13.50日

●休暇など

年次有給休暇	年20日とし、繰越は20日まで
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、夏季、交通機関の事故、子の看護など特別の事由により勤務しないことが相当であると認められる期間
病気休暇	負傷または疾病のため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、90日以内の期間
育児休業	3歳に満たない子を養育するための期間
介護休暇	配偶者・父母・子・同居の祖父母・兄弟姉妹などで負傷・疾病・老齢により日常生活に支障のある者を介護する場合、2週間～6カ月の期間

職員の研修の状況

●職員研修の実施状況（令和4年度）

研修の種類	修了者数	研修の種類	修了者数
階層別研修	397人	派遣研修	43人
特別研修	484人	広域共同研修	58人
		合計	982人

職員の福祉および利益の保護の状況

●職員の福利厚生の状況（共済組合）

短期給付	公務外の病気やけがの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付
長期給付	老齢・障害・遺族の各厚生年金などの年金給付
福祉事業	保健、宿泊、貯金、貸付などの事業

●公平委員会の業務の状況（令和4年度）

勤務条件に係る措置の要求	なし
不利益処分に関する不服申し立て	なし

●育児休業および部分休業の取得状況（令和4年度）

育児休業	28人
部分休業	39人

職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。

●職員の分限と懲戒処分（令和4年度）

区分	種類	該当者
分限処分	降任・免職	なし
	休職	11人
懲戒処分	戒告	3人
	停職	1人
	減給・免職	なし

※休職とは、心身の故障のため長期療養を要するものに対する処分です。休職となった場合、休職の期間が満1年に達するまでは、給料および手当の100分の80が支給され、休職が1年を経過したときは無給となります。また休職期間中は埼玉県市町村職員共済組合から傷病手当金として、市から支給される給与との差額が1年6カ月間支給されます。

職員の服務の状況

全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては、全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法では、職員に次のような義務を課しています。

- ・法令および上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・職務に専念する義務
- ・争議行為などの禁止
- ・秘密を守る義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業などの従事制限

●職員の人事評価の状況

全職員を対象に、毎年度10月に中間評価、2月に暫定評価、3月に最終評価を行い、昇給額・勤勉手当・昇任に活用しています。

●職員の退職管理の状況

行政職8級（部長級）の職員が退職した場合は「ふじみ野市退職管理に関する規則」により、営利企業などに再就職する場合には市への届け出を義務付けています。令和4年度の届け出はありませんでした。

職員の任免および職員数に関する状況

●新規採用と再任用および退職（令和4年度）

区分	新規採用	再任用	定年退職	勸奨退職	自己都合等退職
一般行政職	32人	34人	15人	0人	12人
技能労務職	0人	3人	2人	0人	1人

●職員数（各年4月1日現在）

部門	職員数			令和3年増減数	令和4年増減数	令和5年増減数
	令和3年	令和4年	令和5年			
一般行政部門・教育・公営企業の合計	643人	654人	658人	9人	11人	4人

※再任用職員（短時間）は含みません。

●級別職員数および技能労務職員数（令和5年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	技能労務職	合計
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主任	係長 副主査	副課長	課長	副参事	部長	-	土木技能員、 自動車運転員、 調理員など	-
職員数	46人	72人	273人	109人	49人	31人	18人	13人	611人	47人	658人
構成比	7.53%	11.78%	44.68%	17.84%	8.02%	5.07%	2.95%	2.13%	100%	-	-

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

職員の給与の状況

●職員給与費

（令和4年度一般会計決算）

職員数(A)	559人
給料	2,179,949千円
職員手当	570,665千円
期末・勤勉手当	904,354千円
計(B)	3,654,968千円
職員1人当たり給与費(B/A)	6,538千円

※職員手当に、退職手当は含みません。
※職員数は、全職員数から水道事業、下水道事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療保険事業、介護保険事業に関わる職員を除いた数です。

●職員の平均給料月額と平均年齢（令和5年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	311,420円	43.3歳
技能労務職	342,060円	53.8歳

●職員の初任給

（令和5年4月1日現在）

区分	初任給
一般行政職	大学卒 191,700円
	高校卒 164,100円

●特別職の報酬など

（令和5年4月1日現在）

区分	給料(月額)	期末手当
市長	879,000円	6月期 2.20月
副市長	745,000円	12月期 2.20月
教育長	689,000円	計 4.40月
区分	報酬(月額)	期末手当
議長	464,000円	6月期 2.20月
副議長	410,000円	12月期 2.20月
議員	382,000円	計 4.40月

●職員手当（令和5年4月1日現在）

区分	支給内容(月額)												
扶養手当	配偶者、その他 6,500円(3,500円) ※()は行政職8級。 子 10,000円 ※年齢による加算措置有り。												
地域手当	12%												
住居手当	借家・借間 28,000円												
期末手当 勤勉手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.2月分</td> <td>1.00月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.2月分</td> <td>1.00月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.4月分</td> <td>2.00月分</td> </tr> </tbody> </table> ※職制上の段階などによる加算措置有り。		期末手当	勤勉手当	6月期	1.2月分	1.00月分	12月期	1.2月分	1.00月分	計	2.4月分	2.00月分
	期末手当	勤勉手当											
6月期	1.2月分	1.00月分											
12月期	1.2月分	1.00月分											
計	2.4月分	2.00月分											
通勤手当	・交通機関利用者は運賃相当額(月55,000円限度) ・交通用具使用者は通勤距離に応じた額												
その他手当	退職手当・特殊勤務手当												